



News Letter

みんなのまちづくり

第40号 / 2016. 3. 31

発行 明姫幹線南地区 まちづくり協議会 広報部会

協議会会員の皆様へ

ようやく春らしくなってきました。

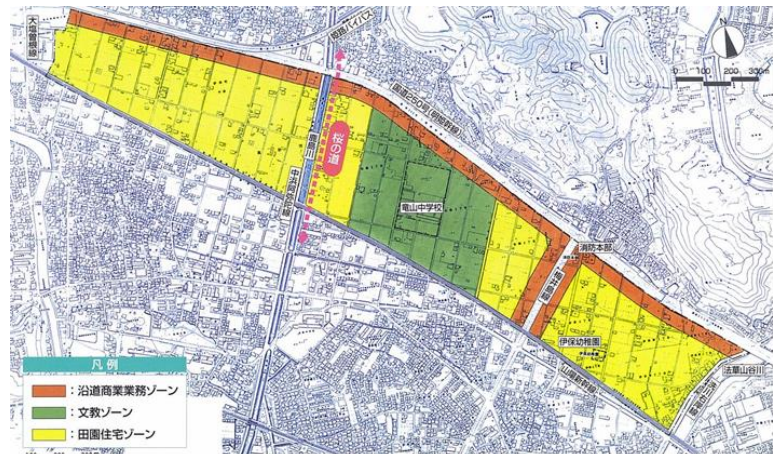
平素は、何かとお世話になり、ありがとうございます。

明姫幹線南地区まちづくり協議会では、市街化調整区域のまちづくりを推進するため、平成27年度から、兵庫県まちづくり技術センターのひょうごまちづくり発掘支援事業によるコンサルタント派遣を受けております。

現在コンサルタントの(有)地域計画と5役によりA地区のまちづくり素案（見開きのページ）を検討中です。出来次第、A地区の住民でまちづくり団体をつくり、意見を出し合っ、まちの将来の姿を検討します。

- 例えば
- ・ 川、桜等の自然を残す。
 - ・ 地権者の住宅を建てやすくする。
 - ・ 農地の保全をする。
 - ・ 新規居住者を受け入れる。
 - ・ 既存の工場の拡張・増築をする 等

詳細は事務局（まちづくり部まちづくり推進室都市政策課）にお問い合わせください。



明姫幹線南地区まちづくり協議会 会長 岸田 直樹

第8回 総会 開催

平成27年5月24日（日曜日）午前10時から、前回と同様に明姫幹線南地区の区域内にある伊保東部の自治会館にて、第8回総会が開催されました。

総会の出席者は38名でした。議案については、原案どおり了承されました。平成27年度は役員改選の年であり、岸田直樹さんが前年に引き続き会長となりました。その他の役員については役員会に委任する形で承認をいただきました。

意見交換会では過去の耕地整理時のくいのことや法定外公共物について質問がありましたが協議会についての質問はありませんでした。



ひょうごまちづくり発掘支援事業について

兵庫県まちづくり技術センターが平成27年度より新たなメニューとして実施されることになった事業で、これまでのセンターの支援事業のノウハウを活かして、まちづくりの課題を有する地区について、住民と市が協働で行うまちづくりを積極的に掘り起し、住民と市が行う取り組みを支援する事業です。

平成27年6月にセンターへ採択を依頼する調書を提出し、7月に採択が決定され9月からコンサルタントの派遣が行われており、まちづくりの住民案の検討や合意形成の支援が行われます。

*（公益財団法人）兵庫県まちづくり技術センターとは

兵庫県及び県内の市町の建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を図るとともに、土地区画整理事業、まちづくり活動等の支援、流域下水道事業の維持管理等を行うことにより、より質の高い社会基盤づくり、まちづくり及び公共用水域の水質保全に寄与することを目的に平成8年4月1日に兵庫県及び県内全市町が出捐者となり設立されました。

* 派遣コンサルタントについて

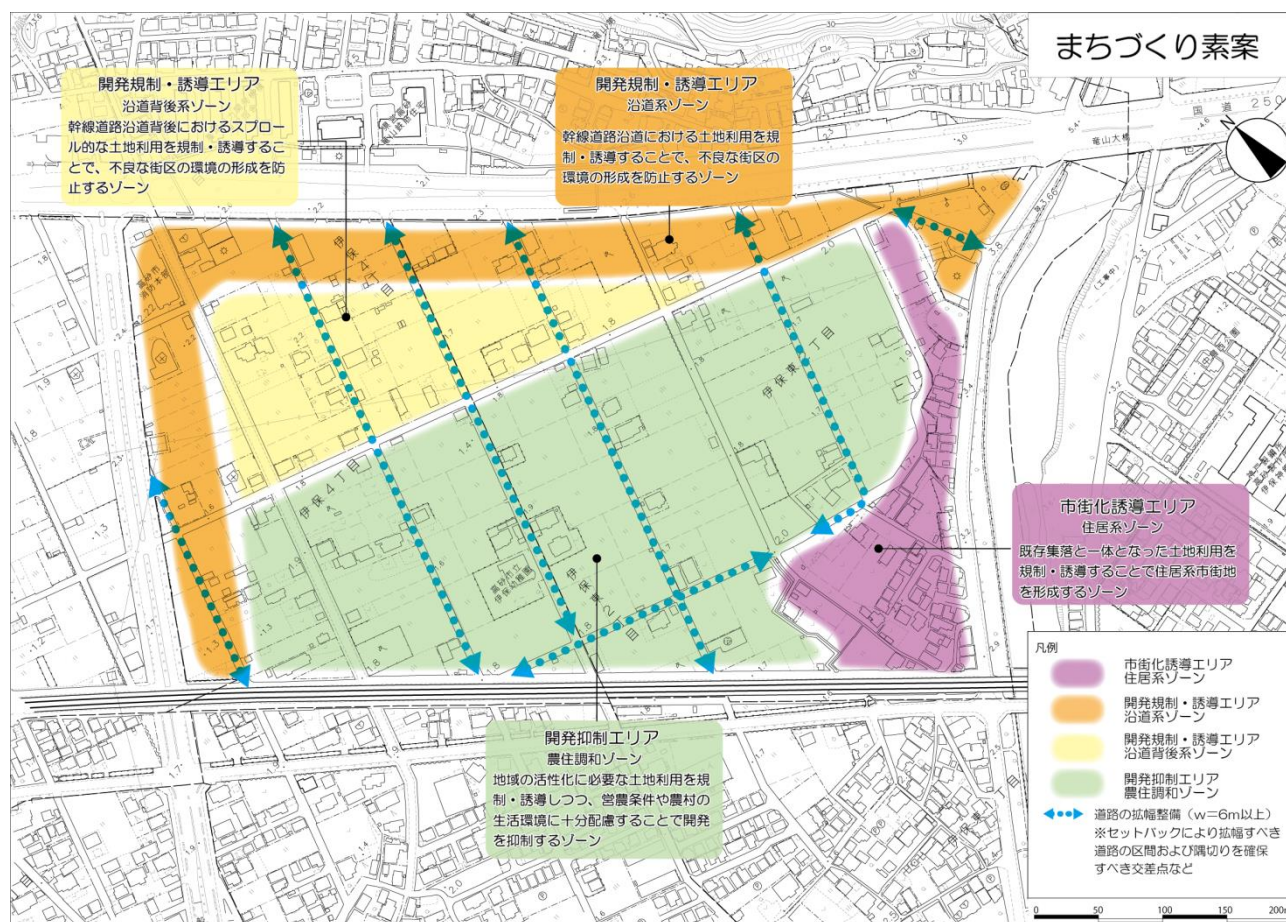
昨年度からアドバイザーとして、当協議会に関わっていただき特別指定区域についてアドバイスをいただいております、(有)地域計画 代表者 安田正さんが引き続きコンサルタントとして派遣されることになりました。安田さんは稲美町や加古川市での調整区域でのまちづくりについて実績がありますので、A地区について経験を生かしたまちづくりの素案を作成していただく予定です。

A地区のまちづくり素案について

◆A地区のまちづくりの目標

- ・住民や関係権利者などで構成される地元組織を設立し、まちづくりの基本方向は地元組織全体で合意形成を図る
- ・農業環境と住環境・沿道環境の調和のためにゾーン区分し、ゾーン別に土地・建築物利用等を規制・誘導する
- ・秩序ある土地利用形成のために道路や上下水道等を整備し、行政と住民等が適正に役割分担する
- ・市街化を抑制しつつ、開発行為や建築行為等はまちづくりの内容に適合するものに限定する
- ・まちのルールは既存の建築物にも適用され、建て替え等により時間をかけて統一されたまちなみを形成していく

◆A地区のまちづくり素案



◆市街化調整区域のまちづくり手法（案）

1. 市街化区域への編入（都市計画法第7条 区域区分）
2. 市街化調整区域における地区計画（都市計画法第34条の10号）
3. 特別指定区域制度（都市計画法第34条の12号及び兵庫県条例）
4. まちづくり協定（明姫幹線南地区まちづくり協定書）（市との任意協定による）

*検討中の案であり、決定したものではありません。

大変遅くなりましたが、平成27年5月8日に行われた役員会で承認、採決された内容を報告させていただきます

平成26年度事業報告

役員会、各部会の開催

(役員会4回(うち五役会3回)、広報部会3回 開催)

平成27年度活動計画

1. まちの将来像実現のための取り組み

- ・協定違反物件防止活動
- ・市街化調整区域にふさわしいまちづくりの推進

2. まちづくり協議会活動

- ・第8回総会の開催
- ・役員会の開催
- ・広報部会開催「みんなのまちづくり」の発行
- ・行政および関係団体との連携・調整
- ・特別指定区域制度等の推進
- ・環境管理部会開催「現況調査の実施」

3. その他

- ・まちづくり協議会の目的達成のために必要なこと

平成26年度決算報告

収入額	677,052円
支出額	350,047円 内訳(会議費17,212円、印刷・広報費33,450円、 通信費48,953円、報償費250,432円、)
差引	327,005円 (平成27年度へ繰越し)

平成27年度予算

収入額	693,000円 内訳(繰越金 327,005円、 市助成金 350,000円、 広告料、その他15,995円)
支出額	693,000円

「みんなのまちづくり」への広告募集について

協議会の活動資金を得るため、「みんなのまちづくり」への広告を募集しています。約4cm×8cmのサイズで1口(2回掲載)5,000円となっています。この「みんなのまちづくり」は明姫幹線南地区の地権者等に約750部配布しています。「広告を出してもいいかな」と思われた方は事務局までご一報ください！
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

協議会の運営やまちづくりに関するご質問は、各地区役員及び事務局に遠慮なくお問い合わせ下さい。

明姫幹線南地区まちづくり協議会 事務局：高砂市まちづくり部まちづくり推進室都市政策課

TEL：079-443-9033

FAX：079-443-9091

e-mail:tact3810@city.takasago.hyogo.jp